一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十二月十二日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山梨県南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　南部町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十二月十二日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡下條村陽皐三六七六の一、三六七七の一、睦沢一七二の一、四三九二の一、四三九三の三、四四〇七の一、五九七五、六一六五
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十九年十二月十二日
　　農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢字上ノ山一七九五の一八二、一七九五の一八三、大字西洗馬字大日二二一〇から二二一三まで、大字古見字御馬越二一一〇、二一一一、二一一九、二二〇、二二一のイ
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字大日二二一〇、字御馬越二一一〇・二一一一・二一一九・二二〇・二二一のイ（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百六十三号

　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十二月十二日
　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
日本電産テクノモータ株式会社九州技術開発センター	福岡県飯塚市吉北31番地	電動機（定格出力が55キロワット以下のものに限る。）	平成29年12月1日から平成34年11月30日まで

○国土交通省告示第千百六十四号

　次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
　平成二十九年十二月十二日
　　国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＹＢ	142783	ＳＡＫＵＲＡ	平成29. 9.21
７ＪＺＪ	142910	ＯＲＩＯＮ ＬＥＡＤＥＲ	29. 9.22
７ＪＺＰ	142917	とかち	29. 9.22
７ＫＡＩ	142998	ＯＩＴＡ ＭＡＲＵ	29. 9.14
７ＫＡＫ	143005	琉球エキスプレス５	29. 9.20
７ＫＡＹ	143049	ＬＩＢＥＲＴＹ ＡＣＥ	29. 9.29
７ＫＢＧ	143081	ＢＡＮＧＫＯＫ ＨＩＧＨＷＡＹ	29. 9.11
ＪＤ4069	142755	ガンツウ	29. 9. 7
ＪＤ4196	142966	大安	29. 9. 8
ＪＤ4215	142991	第十一菱栄丸	29. 9.13
ＪＤ4240	143029	せんしゅう	29. 9.11
ＪＤ4244	143033	董和丸	29. 9.12
ＪＤ4245	143035	第三大永丸	29. 9.12
ＪＤ4248	143039	陽和丸	29. 9.11
ＪＤ4253	143048	第八三鳳丸	29. 9.13
ＪＤ4255	143051	第十八清友丸	29. 9.22
ＪＤ4258	143055	じょうみち丸	29. 9. 4
ＪＤ4261	143058	鹿石丸	29. 9.21
ＪＤ4263	143060	第八宝生丸	29. 9.13
ＪＤ4264	143061	満津丸	29. 9.14
ＪＤ4267	143065	大盛丸	29. 9.19
ＪＤ4268	143067	第二十二日興丸	29. 9.20
ＪＤ4272	143073	第二住若丸	29. 9.26
ＪＤ4282	143096	第十五啓陽丸	29. 9.29
７ＪＺＥ	142898	さんふらわあさっぽろ	29. 10. 6
７ＪＺＧ	142906	天鷹丸	29. 10.16
７ＫＡＳ	143021	ＯＬＹＭＰＩＡＮ ＨＩＧＨＷＡＹ	29. 10. 2
ＪＤ4208	142983	気比つるが丸	29. 10.20
ＪＤ4230	143013	ひまわり９	29. 10.19
ＪＤ4250	143043	英雄丸	29. 10. 3
ＪＤ4266	143064	美鍛丸	29. 10.17
ＪＤ4271	143072	みさき	29. 10.11
ＪＤ4273	143074	にらいかないＩＩ	29. 10.30
ＪＤ4274	143076	第十新住吉丸	29. 10.10
ＪＤ4277	143079	第二福栄丸	29. 10. 2
ＪＤ4287	143103	たまの	29. 10. 6
ＪＤ4290	143106	龍旺丸	29. 10.11
ＪＤ4307	143136	第七共栄丸	29. 10.25

○経済産業省告示第二百七十五号

　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十四条の規定に基づき、認証の業務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。
　平成二十九年十二月十二日
　　経済産業大臣臨時代理
　　国務大臣　小此木八郎

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
二　廃止しようとする認証の業務の範囲　Ａ（土木及び建築）、Ｓ（日用品）、Ｚ（その他）
三　廃止年月日　平成三十年五月二十四日